

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部⑦ (田代・津吉元・津吉中央・中山・鮎川・大佐志)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月24日(第1回)
	令和6年10月18日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在し、耕作条件に差がある。津吉、東中山、石堂、無代寺地区では、中山間等直接支払交付金事業に取り組み、農地の維持管理が図られている。主に水稻(主食米、WCS)と麦、新規就農者のアスパラガスなどが作付けされており、畜産農家の入り作や農作業の受託で地域外からの農業者の出入りもある。
米の価格は不安定であり、資材や肥料が高騰し、農業所得が低く、耕作意欲の低下に繋がっている。何をするにも、中心的存在となるリーダーがおらず、高齢化や担い手不足も否めず、この先、離農者が増えると、比例して耕作放棄地が増加する懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者が不足しており担い手の確保が厳しい状況にあるが、中山間地域直接支払交付金事業の取り組み組織において、農地を維持管理していく。また、認定農業者等の担い手に農地を集積し、集落営農組織を立ち上げるなど、地域全体で農地を維持・管理していくことを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作放棄地の発生を防ぎ、農地を利用するために担い手への集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備農地や中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み農地を中心に、農地中間管理機構を活用した集積を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現存する基盤整備地の維持管理を継続していく。中山間地の農地は農作業の効率化を図るため、関係機関と情報を共有し、基盤整備実施に向けた検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から担い手の確保等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業等は、地区内外の農業支援事業体の活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①イノシシなどの鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置・維持管理を行う。
③ドローン等を活用した防除作業など、農作業の省力化を行う。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。